

建築基準法施行令 第126条の2第1項第五号に規定する状況が発生した場合に該当し支障のある高さまで撤去又は下げが生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

次のイからエまでのいずれかに該当する建築物の部分

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第21条第2項第二号の令附の表の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積が1/20以上の敷地上に敷かれたりその階口を有するもの

ハ 高さ31m以下の建築物の部分（当該建築物）（イ）欄に掲げる用途に供する用途に供する部分で、用途に供するもの敷地）で、定（用途を定め、その用途に供するもの敷地）にあっては（イ）又は（ロ）に該当するもの

（1） 撤去及び天井の室内に設ける部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、撤去又は天井の室内に設ける部分の仕上げを準不燃材料としたもの

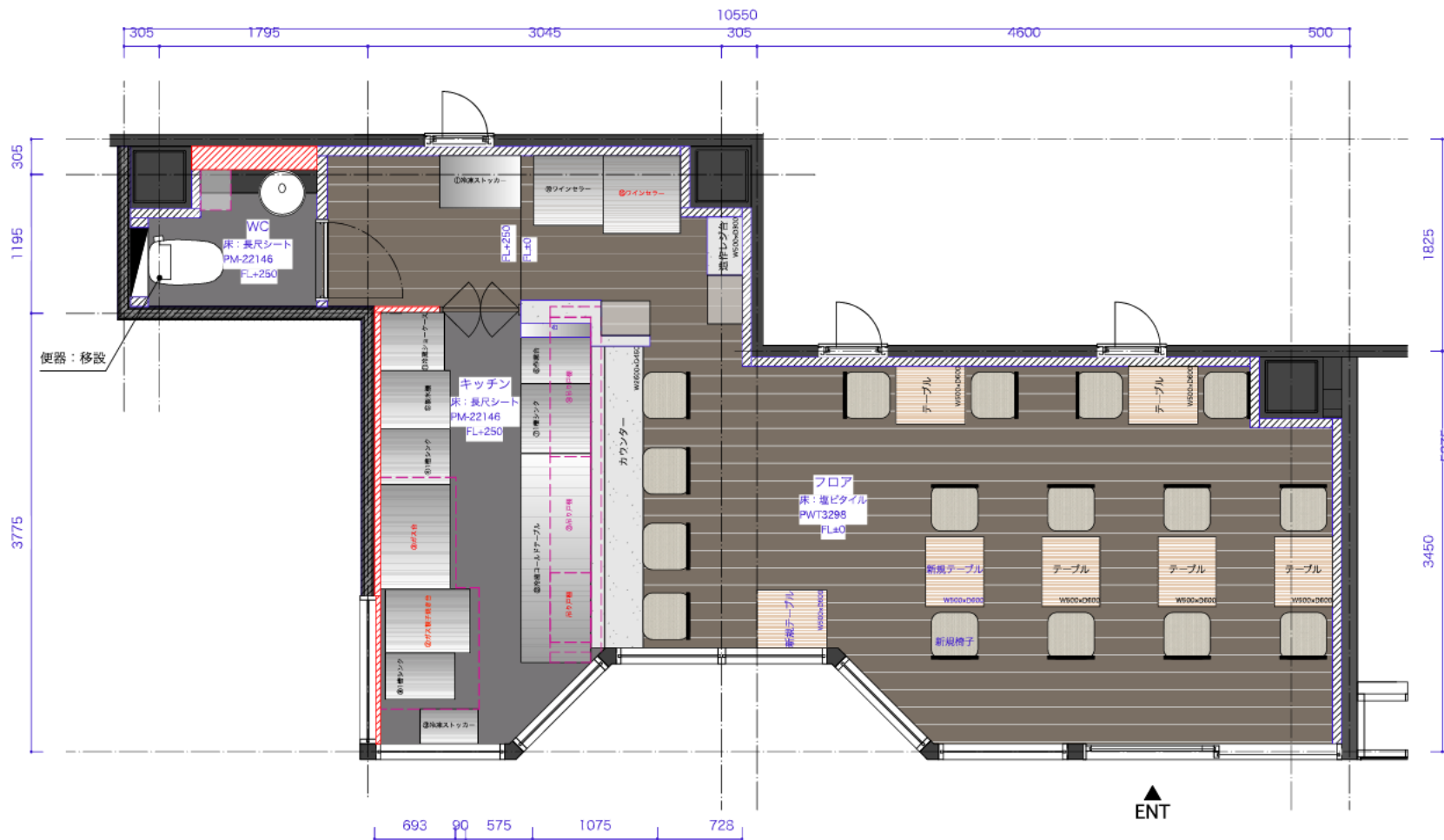
（2） 床面積が100㎡以下で、令第126条の2第1項に掲げる用途により用途が定められたもの

（3） 床面積が100㎡以下で、準不燃材料の撤去は撤去又は当該建築物の二階以上に規定する部分の撤去等によって行われ、かつ、撤去及び天井の室内に設ける部分の仕上げを準不燃材料としたもの

（4） 床面積が100㎡以下で、撤去及び天井の室内に設ける部分の仕上げを準不燃材料としたもの

ニ 高さ31mを超える建築物の部分（100㎡以下の室で、撤去撤去の撤去は撤去又は当該建築物の二階以上に規定する部分の撤去等によって行われ、かつ、撤去及び天井の室内に設ける部分の仕上げを準不燃材料としたもの

第一号に規定する用途であるものとする。かつ、撤去及び天井の室内に設ける部分の仕上げを準不燃材料としたもの



- 【厨房機器(移転)】**
- ①冷凍ストッカー：700×450
 - ②ガス餃子焼き台(新規)：550×730
 - ③ガス台(新規)：900×600
 - ④1槽シンク：480×600
 - ⑤製氷機：500×600
 - ⑥作業台：400×600
 - ⑦1槽シンク：600×600
 - ⑧1槽シンク：400×600
 - ⑨冷凍ストッカー：300×500
 - ⑩ワインセラー：600×600
 - ⑪冷蔵ショーケース：500×550
 - ⑫冷蔵コールドテーブル：1800×600
 - ⑬吊り戸棚：1000×350
 - ⑭吊り戸棚：1200×350
 - ⑮ワインセラー：665×670
 - ⑯吊り戸棚：1200×350×450

- 【凡例】**
- 躯体
 - ▨ 既設造作壁
 - ▨ 新設造作壁

【床面積】

- ・フロア：26.52㎡
- ・キッチン：7.32㎡
- ・WC：2.26㎡

合計：36.00㎡

【席数】

- テーブル席 12名
- カウンター席 4名

記事	工事名称	(仮称) 麻布十番餃子bar_新装工事	日付	2023/04/15
	図面名称	平面図	縮尺	1/40
			原簿	A-01